

道路交通法施行令の一部改正に伴う栃木県道路交通法施行細則の一部改正について

(平成16年3月31日)
(栃交規第164号、栃交企第167号)

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。)の一部が改正されたことに伴い、栃木県道路交通法施行細則(栃木県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。)の一部が改正されたが、その内容は下記のとおりであるので事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第1項及び施行令第22条第3号ハの規定により、自動車の積載物の車高制限については、3.8メートルを超えてはならないこととされていたが、「規制改革推進3か年計画」において車高規制についての見直しが行われた。

従来から車高が4.1メートルとなる9フィート6インチ背高(せだか)海上コンテナ積載車については、道路又は交通の状況により支障がないと認められる道路を通行する場合に、制限外積載許可を与えて通行を認めていたが、車高の制限を4.1メートルを超えない範囲内において、都道府県公安委員会が道路又は交通の状況により、支障がないと認めて定める道路について通行を認めるとの施行令が改正されたことに伴い、細則の一部を改正したものである。

2 改正の内容

(1) 改正条文 自動車の積載物の高さの制限について、規定を追加した。

(2) 条文の内容(第10条の2) 施行令第22条第3号ハの公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める自動車は、別表第二に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは4.1メートルとする。

3 対象道路

路線については、高速自動車道2、自動車専用道路1、国道18、県道45及び市町村道29の、合計95路線を定める。(別添「栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則」参照。)

4 車両制限令の改正

施行令の改正と同時に、車両制限令(昭和36年政令第265号)の一部改正が行われ、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両については、車両の高さの制限が3.8メートルから4.1メートルに引き上げられた。

栃木県道路交通法施行細則の一部改正について(例規通達)

(平成18年3月31日)

(栃交規第1号、栃交企第7号栃木県警察本部長通達)

栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。)の一部が改正されたが、その内容は下記のとおりであるので事務処理上誤りのないようにされた。

記

1 改正の趣旨

(1) ロボット公道実験に伴う道路使用許可関係

道路におけるロボットの歩行又は移動を伴う実証実験(以下「ロボットの公道実験」という。)については、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号、以下「法」という。)に基づく規制の特例措置として、「ロボット公道実験円滑化事業」に係る特例措置について(平成15年8月28日付け、警察庁丁規第63号)により、構造改革特別区域計画の認定を受けたときは、ロボットの公道実験が道路使用許可の対象であることが明確になるよう、栃木県道路交通法施行細則を改正することとなっていたが、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成17年4月22日閣議決定)により、同ロボットの公道実験が全国で実施できる規制改革事項として決定されたことから、同決定を受け、ロボットの公道実験が道路使用許可の対象であることが明確になるように栃木県道路交通法施行細則の一部を改正したものである。

(2) 車高4.1メートルの自動車が行き可能な道路(指定道路)関係

車高が4.1メートルとなる9フィート6インチ背高(せだか)海上コンテナ積載車については、車高の制限を4.1メートルを超えない範囲内において、都道府県公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める指定する道路について通行を認めているが、この度、同指定する道路の追加が図られ栃木県道路交通法施行、細則の一部を改正したものである。

2 改正の内容

(1) 栃木県道路交通法施行細則第19条(道路使用の許可を要する行為)に「ロボット公道実験」の項目を追加する。

(2) 栃木県道路交通法施行細則別表第2(第10条の2関係)に指定する道路を3路線追加する。